藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク 農商工連携・6次産業化推進スタートアップ支援事業 実施要綱

第1 趣旨

藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク農商工連携・6次産業化推進スタートアップ支援事業については、この要綱の定めによるものとする。

第2目的

本事業は、藤枝市産の農産物などの農林資源を活用した新商品・サービスの 創出に向けた研究開発等を支援することによって、生産者等の新規創造に対す る意欲的な挑戦を促進するとともに、本市の産業振興の向上に資することを目 的とする。

第3 支援プロジェクト

1 要件

本事業において支援の対象とするプロジェクトとは、農林資源を活用した新商品・サービスの創出に関する取り組みであって、次に掲げる要件の全てを満たす研究開発等とする。

- (1) 藤枝市の農林資源を活用した取り組みであること。ただしプロジェクトの取組にあたり最適な農林資源又は水産資源(運営委員会が認めたものに限る。以下同じ。)が大井川農業協同組合管内又は藤枝市が締結する友好・交流都市で生産されている場合は、これを活用した取り組みも認めることとする。
- (2) プロジェクトに関わる事業者等の売上高の増加に繋がる取り組みであること。
- (3) 成果が藤枝市の産業振興に寄与するものであること。
- (4) 代表者が法人市民税を完納していること。

2 実施主体

実施主体は、本ネットワークの会員であって生産・加工・流通・販売・観光業者、研究機関などが共同で農林資源を活用した新商品・サービスの創出に関する研究開発に取り組むプロジェクトチームとし、必ず本市で事業を営んでいる者を含むものとする。また、プロジェクトチームには、その代表者を定める

こととし、代表者は市内の事業者等とする。

- 3 補助の対象とする経費
- (1) 商品・サービス(販売方法等)開発に係る調査分析及び研究開発に要する経費
- (2) 市場開拓に要する経費

ただし、本事業の目的と整合性のない活動経費、実施主体の組織運営・維持に関する活動経費、汎用性の高い製造用器具類・事務機器類の導入に要する経費及び活動の全部を外部委託する場合は除く。

4 活用対象品目

藤枝市、大井川農業協同組合管内、又は、友好・交流都市で生産されている農林資源又は水産資源全て。

5 実施期間

支援対象とするプロジェクトの実施期間は、2か年度以内とする。

- 6 補助率等
 - (1) 補助率 1/2以内(千円未満切捨)
 - (2) 上限額等

3の(1)商品・サービス(販売方法等)開発に係る調査分析及び研究開発に要する経費 700千円

3の(2)市場開拓に要する経費 300千円

ただし、令和2年度採択事業で、2年目補助事業の上限額は、令和2年度の上限額を適用する。(3の(1)1000千円、3の(2)500千円)

第4 事業実施の手続き

1 プロジェクトの募集

藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、この事業の支援対象とするプロジェクトを決定するため、別に定めるところにより事業計画の募集を行うものとする。

2 申請書類の提出

1に応募しようとする実施主体の代表者は、運営委員会が別に定める日までに、年度毎に補助金交付申請書(様式第1号)及びプロジェクト事業実施計画書(様式第2号)(以下、「事業実施計画」という)を、運営委員会に提出しなければならない。その他必要と認めた書類を提出するものとする。

概算払の承認を受けようとする場合は、補助金交付申請と併せて申請しなければならない。

3 審査

運営委員会が設置する審査部会において、提出された書類により事業内容を 審査し、運営委員会に報告する。なお、必要に応じて追加資料の提出や説明を 求めるものとする。

4 採択

運営委員会は、審査部会の意見を踏まえ、支援対象事業としての採択及び不 採択を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)により実施主体の代表者 に結果を通知する。

5 変更等の承認申請

実施主体の代表者は、補助事業の経費の配分又は事業内容について変更しようとする場合は、運営委員会にあらかじめ変更承認申請書(様式第4号)にプロジェクト事業変更実施計画書(様式第2号)を添えて提出し、承認を受けなければならない。

6 変更等の承認決定

運営委員会は、5の変更承認申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認書(様式第5号)により通知する。

7 報告

実施主体の代表者は、毎年度2月末日までに実績報告書(様式第6号)及び プロジェクト事業完了報告書(様式第7号)を運営委員会に提出しなければな らない。

8 確定

運営委員会は、7の報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要に 応じて現地調査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定 し通知 (様式第8号) する。

9 請求

実施主体は、8の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに 請求書(様式第9号)を運営委員会に提出しなければならない。

10 概算払の請求

運営委員会が必要と認めたときは、概算払請求書(様式第9号)により補助

金の交付を請求することができる。

11 返納

補助金の概算払額が確定額を上回る場合には、その差額を直ちに運営委員会に返納しなければならない。

12 取り消し

次の(1)から(3)に該当する場合には、交付決定を取り消し、補助金を 交付しないものとする。交付決定の取り消しを行った時点で既に補助金が交付 された場合には、交付された補助金を運営委員会に返納しなければならない。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 前項3の審査時に提出された事業実施計画と著しく異なる内容で事業 に取り組んだ場合
- (3) 実施主体の代表者が変更又は実施主体が解散したとき

第5 事業の推進体制

運営委員会は、農業団体や関係機関との連携を密にし、適切な情報提供等により、プロジェクトの成果が地域へ効果的に波及されるよう努めるものとする。

第6 ネットワークへの協力

運営委員会は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、実施 主体の代表者に発表もしくは経過を報告させることができるものとする。

第7 専門家の派遣

- 1 第3に定める支援プロジェクトの実施主体及びプロジェクトに取り組む予定の会員に対し別に定める要領に基づき実施するものとする。
- 2 農商工連携等事業の拡大のために国・県等の助成制度の活用や課題解決を必要とする会員に対し別に定める要領に基づき実施するものとする。

第8 その他

この実施要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、 運営委員会が別に定める。

農商工連携・6次産業化推進スタートアップ支援事業補助金交付申請書

年 月 日

藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク運営委員会 委員長 様

> 所在地 名 称 代表者

連絡担当者 連絡先 TEL FAX e-mail

年度において、農商工連携・6次産業化推進プロジェクト事業を実施したいので、農商工連携・6次産業化推進スタートアップ支援事業実施要綱第4の規定に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

(なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。)

1 交付申請

(1) プロジェクト事業名:

(2)補助事業に要する経費: 円

(3) 補助金交付申請額: 円

(4) 事業完了年月日: 年 月 日

2 概算払の承認申請

(1) 時期: 年 月

(2) 金額: 円

(3) 理由:

プロジェクト事業 (変更) 実施計画書

2 申請代表者の概要

事業者名 (団体名等)				本社等の所在地	TEL
創業年月日	年		日	業種等	
(設立年月日)	1	71	Ι	大王行	
資本金			千円	年間売上高	
貝平並			1 🖰	(直近期)	
従業員数			٨	経常利益	
(会員数等)			人	(直近期)	

3 プロジェクトチームの構成

チーム構成者名	業種等	役割	住所・連絡先
			TEL
			TEL
			TEL
			TEL

4 事業の内容

4	尹未	EUJIN谷							
(1	.) 事	業目的	(現状、	経緯、	新商品	サート	ごスの内容、	販売先、	目的)

(2) 実施体制(役	割分担)			
(3)経営改善の目				
ア プロジェクトの			<i>₩</i> 17.140	<u> </u>
	年 月期		年 月期	伸び率
町大市光沢板フ	(助成終了年見込み)		(助成終了年3年後)	
既存事業に係る 売上高		円	円	%
本プロジェクト				
に係る売上高		円	円	%
売上高計		円	円	%
イ 農林業者の目標				
	年 月期		年 月期	伸び率
	(助成終了年見込み)		(助成終了年3年後)	1中 0 1年
既存事業に係る		円	円	%
売上高		1 1	1,1	70
本プロジェクト		円	円	%
に係る売上高			1,7	, ,
売上高計		円	円	%

区分	金	額	(円)	+	啇	要
	MZ.	113	(11)		F	女
<u></u>						
	1		<u>'</u>			
区分	金	額	(円)	1	商	要
31						
計						
年目 平成 年度】						
		炉 石	(m)	4		-m
	金	額	(円)		商	要
	金	額	(円)	- 1	商	要
	金	額	(円)	ł	商	要
	金	額	(円)	1	商	要
区分	金	額	(円)	- 1	商	要
	金	額_	(円)	- 1	商	要
区 分計						
区分	金	額	(円)		商	要
区 分計						
区 分計						
区 分計						
区 分計						

(4) 収支予算

イ 市場開拓に要する経費 【1年目 年度】				
収入 区 分	金	額	(円)	摘 要
計				
支出 区 分	金	額	(円)	摘 要
計				
【2年目 年度】 収入				
区 分	金	額	(円)	摘 要
計				
支出				
区分	金	額	(円)	摘 要
計				
(注) 様式1号へは、当該年度分に	ついて記入	、するこ	こと。	

備考)申請代表者の定款(規約)及び資料(会社案内等)、法人市民税の納付状況が確認できる書類(納税証明書または納付領収書の写し)を添付のこと

(5) 資	(5) 資金状況調べ (単位:円)							
月	収入	内訳	支出	内訳	残高			
合計								

(注) 概算払の承認申請を行う場合のみ記入すること。

農商工連携・6次産業化推進スタートアップ支援事業

計画変更承認申請書

年 月 日

藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク運営委員会 委員長 様

> 所在地 名 称 代表者

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた 年度農商工連携・6次産業化推 進プロジェクト事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請しま す。

- 1 プロジェクト事業名:
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 補助金額の変更

(1) 変更後: 円

(2) 変更前: 円

(3) 差引額: 円

5 概算払の変更承認申請

(1) 時期: 年 月

(2) 金額: 円

(3) 理由:

計画変更承認書

年 月 日

様

藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク運営委員会 委員長

年 月 日付け申請のあった 年度農商工連携・6次産業化推進プロジェクト 事業の計画変更について、次のとおり承認したので通知します。

- 1 プロジェクト事業名:
- 2 承認の内容
- 3 補助金額の変更承認

(1)変更後: 円 (2)変更前: 円

(3) 差引額: 円

4 概算払の変更承認

(1) 時期: 年 月

(2) 金額: 円

実績報告書

年 月 日

藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク運営委員会 委員長 様

> 所在地 名 称 代表者

年 月 日付けで補助金の交付の決定を受けた 年度農商工連携・6次産業化 推進プロジェクト事業が完了したので報告します。

プロジェクト事業完了報告書

2	事業実績
_	J / マンマン

1 プロジェクト事業名:

2 事未大順	
(1) 東米市宏	
(1) 事業内容	

(2) 収支決算				
ア 商品・サービス (販売等)	開発に係る	調査分	分析及び	研究開発に要する経費
収入				
区分	金	額	(円)	摘要
	31/-	115	(1.1)	11M X
計				
				1
支出				T
区分	金	額	(円)	摘 要
計				
イ 市場開拓に要する経費				
収入		.1	()	T
区分	金	額	(円)	摘 要
計				
支出				
区 分	金	額	(円)	摘 要
計		·		

(備考)

1 事業内容の分かる資料を添付すること

(注) 当該年度分について記入すること。

2 支出金額の分かる領収書の写し等を添付すること

補助金の交付について(確定)

年 月 日

様

藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワーク運営委員会 委員長

年 月 日付けで決定した 年度農商工連携・6次産業化推進スタートアップ 支援事業補助金について、次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額: 円 (研究開発 円 市場開拓 円)

2 交付確定額: 円(研究開発 円 市場開拓 円)

3 概算交付済額: 円

4 精 算 額: 円(2-3 2>3の場合)

5 返納額: 円(2-3 2<3の場合)

請求書 (概算払請求書)

	金		円			
ただし、 年 月 連携・6次産業化推進スター					年度農	凌商工
				年	月	日
藤枝市農商工連携・6次産業 委員長 ***	業化推進ネットワ 策	7ーク運営委員会	À.			
		所在地 名 称 代表者			印	
	振込先 金融機関名 口座種別 口座番号 (フリガナ)	ı ()店名	()

口座名義